

令和 3年1月14日

ご利用者・ご家族 各位

社会福祉法人 伊勢湾福祉会  
訪問介護事業

## 新型コロナウイルスへの対応についてのお願い（第2報）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当法人の訪問介護事業をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、現在、首都圏を中心に愛知県、岐阜県をはじめ三重県内、鈴鹿市内でも新型コロナウイルス感染者報告例が急増しており、県内で医療機関、福祉施設等でのクラスター発生が多数報告されております。

そんな中、1月8日から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、1都3県、1月13日から大阪府、京都府、兵庫県の関西3府県と愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県の4県に「緊急事態宣言」が発出されました。

また、三重県でも1月14日に三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」が発出される等、予断を許さない状況が続いています。

それらの状況を鑑み、訪問介護サービス（要介護者）及び訪問型サービス（要支援者）に関し、ご利用者様・ご家族様へのお願い、サービス提供時の注意点等を改めて文書にまとめましたので、ご報告させていただきます。

### <ご利用者様・ご家族様へのお願い>

県内感染報告例の多くが、感染拡大地域との往来や、感染防止対策が不十分な状況での飲食等に起因し、その後家族内に感染拡大していると思われるケースでありますので、ご本人様はもとよりご家族様に関しましても、家族内感染防止及びウイルスを家庭内に持ち込まない、広げないための観点から、

- ・県外（主として緊急事態宣言発出地域）を往来する不要不急の外出
- ・大人数、長時間となる飲食の場への参加

は避け、必要な場合は、今一度慎重に行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

（裏面に続く）

①下記に該当する場合は、必ず訪問介護事業所までご一報ください。

その際は、担当ケアマネジャー様にご報告の上、サービス内容の変更等をご相談させていただきます。

- ・ご利用者様に37.5度以上の発熱、咳等の症状がある場合
- ・ご家族様（同居）に37.5度以上の発熱、咳等の症状がある場合
- ・ご本人、ご家族様で新型コロナウイルス感染の疑い等により医療機関を受診された場合
- ・緊急事態宣言発出地域との往来があった場合、もしくは往来された方と長時間接触があった場合

②今後の感染拡大状況により、出勤困難なスタッフが増えた場合は担当を交替させていただく場合があります。

③今後の感染拡大状況により、買物代行、清掃等生活援助サービス及び要支援者様への訪問型サービスに関しましては、担当ケアマネジャー様にご相談の上、回数の変更等をお願いさせていただく場合があります。

#### <サービス提供時の注意点>

- ①ご自宅訪問後、必ず検温をさせていただきます。
- ②可能な限りマスク着用をお願いいたします。
- ③お部屋の換気、手指衛生にご協力下さい。
- ④ご利用者様に発熱等がある際や食事介助等身体介護場面では、フェイスシールド、ガウン等を着用させていただく場合があります。

#### <ヘルパーステーションでの対応>

- ①スタッフは毎日検温を実施しており、発熱やのどの痛み、咳、だるさといった症状がある場合は、診断結果を待たず自宅待機とします。
- ②スタッフの同居家族に上記と同様の症状がある場合も自宅待機とします。  
上記以外でも、厚生労働省から示されております訪問介護サービス提供時の留意点等に準拠しながら、安心・安全なサービス提供に努めております。

ご理解・ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご連絡先】 伊勢マリンホーム 訪問介護事業  
TEL：059—387—2803 担当：中里